

国民健康保険からのお知らせ

届出 保険年金課または各支所
 問 保険年金課 ☎(55)7119

国民健康保険の加入・脱退について

異動があった場合は、届出を行ってください

国民健康保険(国保)の加入

世帯主は自分の世帯の被保険者に異動があったときは、市の窓口で届出し

なければなりません。

届出に必要なものは、次の表のとおりです。届出時には、免許証などで本人確認をさせていただきます。

	こんなときには届出を	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他市区町村から転入してきたとき	—
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の喪失証明書
	子どもが生まれたとき	—
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書
国保を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	国保の保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保の保険証、職場の健康保険証
	生活保護を受けたとき	国保の保険証、保護開始通知書
	死亡したとき	国保の保険証
そのほかのとき	市内で住所が変わったとき	国保の保険証
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	世帯主が変わったとき	
	保険証の内容を訂正するとき	国保の保険証、在学証明書など
	修学や出稼ぎなどのため必要なとき(別に住所を定めるとき)	
保険証を紛失したとき	—	

マイナンバーカード・運転免許証などの本人確認ができるもの

新しい国民健康保険被保険者証(保険証)は

3月上旬に郵送します

【新しい保険証】

3月上旬に簡易書留郵便でお送りします。受け取りの際には受領印が必要です。

※不在の場合は郵便局が「不在通知」を置いていきますので、「不在通知」の指示に従い受け取ってください。

【今までの保険証】

4月以降に使用できないようハサミなどで裁断して(個人情報を読み取れないよう)破棄してください。(返送不要)

なお、保険証が届かない場合など不明な点があればお問い合わせください。

※国民健康保険税に未納がある世帯については、郵送できません。別の通知内容により来庁をお願いします。その際、納付相談をさせていただきます。

※マイナンバーカードに保険証利用登録をされた場合も、保険証は必要となります。新しい保険証を破棄しないようお願いします。

